社会情勢を学び 疾病を「生活と労働の場でとらえる」視点を育てる

同仁会グループ 2016年度 制度教育スタート

同仁会グループでは、情勢や民医連方針を学ぶ場として10月から2月までの期間に制度教育を実施しています。2016年度は10月～2月の期間で20回開催を予定しており、今回は、SDH（健康の社会的決定要因）について学習します。

私たち民医連は、「疾病を生活と労働の場からとらえる」視点を大切にしてきました。

「健康権」については2010年の全日本民医連第39回総会で示され、続く2012年の40回総会では【第2節　民医連の医療活動の新たな発展のために】の中で、「相対的貧困が6人に1人、相次ぐ孤立死などの貧困と格差の広がりは、多くの人々の生存、生活と健康を脅かしています。朝日訴訟などを通じて勝ち取った憲法25条の生存保障のために民医連は全力をつくすとともに、人々の健康を脅かす社会的決定要因の究明・克服とすべての人々の健康権保障の実践・運動を重ねあわせていきましょう」と訴えています。

民医連には昔から、社会的困難を抱えた人たちにも医療を保障しようと奮闘してきた歴史と伝統があります。そうした姿勢は「一部の（変わった？）医療機関のしていること」と、見られることもありました。状況は変わり、今では「国をあげてとりくむべきこと」に位置づけられるようになりました。国際的にはWHO（世界保健機関）が総会決議で、国内でも厚生労働省が、2012年に策定した第2次「健康日本21」に「健康格差の縮小」をめざし、社会環境の質の向上を図る、と掲げました。政府の調査報告でも、これまで隠されてきた所得階層と健康との関連が明らかにされ、報じられています。（民医連新聞　2016年4月18日　第1618号より抜粋）

人々の健康を脅かす社会的決定要因の究明・克服と、すべての人々の健康権保障の実践は、私たち民医連職員の役割と言えます。今年度の制度教育では、次の獲得目標で取り組むことを決めました。医療介護現場の事例をSDHの視点で捉えるグループワークも行います。全職員の受講をめざします。

SDH（健康の社会的決定要因）って？

健康の社会的決定要因とは、人々の健康状態を規定する経済的、社会的条件のことをいいます。20世紀後半以来、人びとの健康や病気が、社会的、経済的、政治的、環境的な条件に影響を受けることが広く認められるようになり、その研究がすすんでいます。

健康状態の差は、ライフスタイルや環境、保健医療の違いによって起こりますが、これらを決定しているのは政治的、社会的、経済的要因でもあります。

生まれついた社会によって健康格差ができることは、本人の責任ではなく、社会が引き起こしている不公平です。このような健康格差を生み出す要因を「健康の社会的決定要因」と呼びます。

◇　◇

社会経済要因、なかでも貧困は、人における疾病と死亡の最大の要因のひとつです。貧しい国の最貧困層では、病気にもかかりやすく、早く死亡する人も多くなっています。しかし、豊かな国の中でも、収入の高低で差があり、より低いほど健康状態はよくありません。

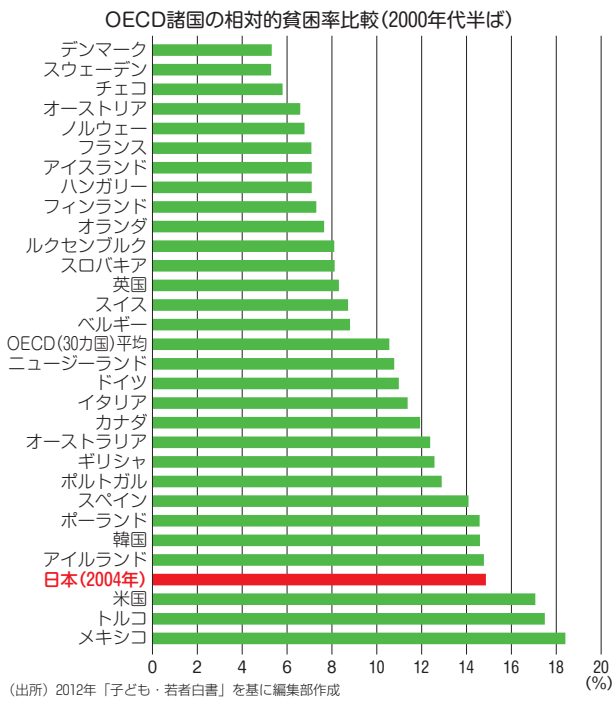

（出所）2012年「子ども・若者白書」を基に編集部作成

厚生労働省
「相対的貧困率」国民一人ひとりの所得を順番に並べて、ちょうど中間の額の人を定め、更にその額の半分に満たない人が、全体でどれくらいいるかを示したもの。
６人に１人が貧困（114万円／年収）。

獲得目標

- 社会情勢を学び、「生活と労働の場でとらえる」目と構えを養い、日常活動につなげる。
- 「医療・介護活動の新しい二つの柱」の具体化として、医師を先頭にSDH（健康の社会的決定要因）について学習する契機とする。

理事会報告

7月度理事会（概要）

7月28日（木）午後7時から理事30名の出席で2016年度：第10回理事会が同仁会本部3階で開催されました。主な内容は次のとおりです。

理事長挨拶のあと、専務より会務報告、その他友の会活動等の報告を出席理事全員が承認しました。

理事会のあり方検討委員会の報告及び医療法改正に伴う評議員会構成の変更について

第1回同仁会理事会のあり方検討会の報告を受け、ますます厳しくなる医療情勢のもと理事会機能の強化が求められる事、議論出来る規模の構成が望ましい事が方向性として一致点となりました。同時に、理事体制の変更にあたっては歴史もふまえ丁寧な対応をすすめる事も確認されました。具体的な構成案等は理事会のあり方検討委員会で検討をすすめていきます。改正医療法が9月1日付けで施行されます。その影響で評議員会構成の変更（寄付行為の一部変更の為）が必要となり9月に評議員会を開催する旨の提案があり承認されました。

歯科新築移転に伴う新たな歯科医療構想と建設まつりについて

来年5月の新築移転にあたり、①訪問歯科診療のさらなる拡充②困難な人に寄り添う歯科医療をめざすなど、歯科診の2020年ビジョンと新築移転に向けて7月31日の建設まつりの取り組み計画などが報告され承認されました。

経営報告

6月度経常損益及び第一四半期（4月～6月）結果の総括の報告が行われ承認されました。

その他

社保活動の取り組みと今後の課題及び就業規則等の一部改正承認の件

私たちと共に安全・安心の医療・介護をめざしませんか？

求人・紹介　大募集！

調理師（パートタイム）

条　件：有資格者
時　間：シフト制、１日７時間
勤務地：耳原総合病院
【問い合わせ・応募先】
社会医療法人同仁会　耳原総合病院
（食養科：堀内）電話：072-241-0501

登録ヘルパー

応募資格：ヘルパー２級以上（60歳まで）初心者でも歓迎します
勤 務 地：同仁会各ヘルパーステーション（堺市内）
【問い合わせ・応募先】
社会医療法人同仁会　介護保険事業部
（担当：地道）電話：072-244-7140

ヘルパーをご紹介いただいた方には謝礼を進呈中！
詳しくはお問い合わせ下さい